

資産等報告書に係る審査結果報告書

1 審査の対象となった資産等報告書

生駒市政治倫理条例第5条第6項の規定により審査を求められた資産等報告書は、次のとおりである。

- (1) 生駒市政治倫理条例第5条第1項の規定に基づき提出された資産等報告書の審査（12人）
- (2) 生駒市政治倫理条例第5条第2項の規定に基づき提出された資産等報告書の審査（13人）
- (3) 生駒市政治倫理条例第5条第3項の規定に基づき提出された資産等報告書の審査（2人）

2 審査の方法

生駒市政治倫理条例並びに同条例施行規則、生駒市議会の議員に係る生駒市政治倫理条例施行規程及び生駒市教育委員会教育長に係る生駒市政治倫理条例施行規則の規定にのっとり、審査の対象となった27人分の資産等報告書について、添付された証明書類と照合するとともに、1の(2)・(3)の資産等報告書については、平成22年に提出された資産等報告書と比較する方法により、記載事項に疑義がないかなどを審査した。

3 審査の結果

審査の対象となった資産等報告書は、単純な記入誤り（記載漏れを含む。）が一部で見受けられたものの、特段の疑義はなく、適正に報告されているものと認められる。

ただ、市議会議員の資産等報告書については、総額100万円以上の預金及び貯金を市長等と同様に資産等報告書に記載するよう一昨年から要請してきたが、未だ改められていない。資産等報告書の内容をより明確で透明性のあるものとし、市民に明らかにしていくことは公人である市議会議員の当然の義務であることから、次回の報告からは改めるよう、今一度要請した。

(資料)

生駒市政治倫理審査会委員

	氏 名
会 長	中 川 幾 郎
副会長	景 山 良 一
委 員	横 田 保 典

審査の概要

会議の開催日	内 容
平成23年8月30日(火)	第1回生駒市政治倫理審査会 ・資産等報告書の審査
平成23年11月28日(月)	第2回生駒市政治倫理審査会 ・資産等報告書の審査 ・市議会議員の資産等報告書に係る要請について